

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	市民税課

契約業者名・住所	株式会社アイネス・東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38 番 11 号
工事等の名称	住民税証明書コンビニ交付システム保守業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	3, 630, 000円
工事等の概要	住民税証明書をコンビニエンスストアで発行するにあたり、安定稼働を目的とした保守業務
随意契約の理由	<p>本事業は、マイナンバーカードを利用しコンビニエンスストアで住民税証明書を発行するために導入した税コンビニ交付サーバ及びシステムを安定的に稼働させるための保守業務を委託するものである。</p> <p>地方公共団体の電算処理を民間業者に委託するにあたっては、作業の正確性及び作業に伴う個人情報、行政事務の機密等の保護が必要である。そのため、委託業者には高い信頼性と実績が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>下記業者にあつては、上記条件を満たすと共に、平成19年12月1日から現在に至るまで税システムの構築、各種帳簿等の設計に携わっており、税コンビニ交付サーバの構築事業者でもあることから本事業を履行させる委託業者に最も適当な業者であるといえる。</p> <p>従って、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し随意契約とするものです。</p>